

■障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

施行日 平成24年10月1日

法律の目的 障害者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資する。

■障害者の定義（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

※手帳の有無は問わない

■周南市の役割

(1) 障害者虐待を発見した際の対応

養護者による障害者虐待

●通報・届出の受付 ⇒ 対応

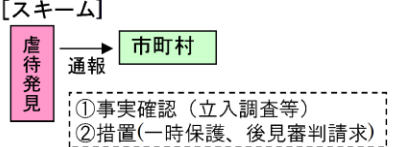
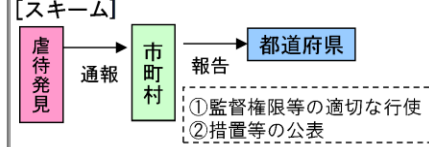
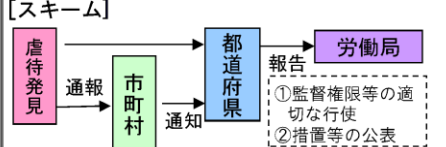
- ① やむを得ない事由による措置及びそのための居室の確保
- ② 成年後見制度の利用開始に関する審判の請求
- ③ 立入調査の実施、警察署長に対する援助要請
- ④ やむを得ない事由による措置者に対する養護者の面会制限
- ⑤ 養護者の負担軽減のための相談・支援
- ⑥ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備

障害者福祉施設従事者による障害者虐待

●通報・届出の受付 ⇒ 事実確認等 ⇒ 県への報告

使用者（障害者を雇用する者）による障害者虐待

●通報・届出の受付 ⇒ 県への通知

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> 

(2) 障害者虐待防止センターとしての機能を置く

- ① 障害者虐待に対する通報・届出の受理
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

(3) その他（財産上の被害防止）

- ① 第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付 ⇒ 関係部局・機関の紹介

# ■周南市の障害者虐待対応体制

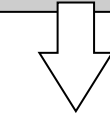
法第9条に規定する  
「市町村障害者  
虐待対応協力者」

相談支援事業所等（ぱれっと、ウイング、しょうせい苑、ピサイド、ワークス周南） 法務局  
周南児童相談所 周南健康福祉センター 民生児童委員協議会 周南人権擁護委員協議会  
社会福祉協議会 労働基準監督署 公共職業安定所 弁護士会（周南地区会）  
社会福祉士会（ぱあとなあ山口） 周南警察署 光警察署 徳山医師会  
地域包括支援センター（周南東部、周南西部、つづみ園、徳山医師会、周南北部）  
周南市（生活安全課、人権推進課、地域福祉課、生活支援課、高齢者支援課、次世代支援課）

周南市障害者虐待対応協力者連絡会議

周南市障害者支援課  
障害者支援担当

障害者虐待に関する通報・相談受付



コアメンバー会議

課長、課長補佐、係長、保健師、担当

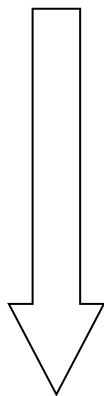


緊急一時保護対応チーム

障害者支援課、短期入所事業所、医療機関など

- 居室の確保
- 障害福祉サービスの支給決定
- やむを得ない事由による措置

- 情報収集
- 緊急性の判断
- 対応方針の決定
- 事案対応チームのメンバー決定、参加要請



事案対応チーム

障害者支援課（保健師、担当）、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター（担当ケアマネ）など、事案に応じて決められたメンバー

支援の進捗管理

支援状況の報告

専門家チーム

弁護士、社会福祉士  
医療機関、警察など

相談

助言

継続支援

支援状況の報告

支援の進捗管理、支援方針の変更・終結の判断

支援の終結

# 障害者虐待防止法における相談件数について

周南市

## (1) 市町における相談、通報、届出件数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出
養護者	3	0	1	0	1	0	1	0	1	4
障害者福祉施設従事者	2	0	2	0	0	0	5	0	2	0
使用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 事実確認・訪問調査実施件数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出
養護者	3	0	1	0	1	0	1	0	1	3
	(うち訪問調査1件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査1件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査2件実施)	
障害者福祉施設従事者	2	0	2	0	0	0	4	0	2	0
	(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査4件実施)		(うち訪問調査1件実施)	
使用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)		(うち訪問調査0件実施)	

## (3) 事実確認継続件数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出
養護者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者福祉施設従事者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (4) 認定件数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出	通報	届出
養護者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
障害者福祉施設従事者	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
使用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和4年度は、令和4年12月31日現在

## ○周南市障害者虐待対応協力者連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)第35条の規定に基づき、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、周南市障害者虐待対応協力者連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第1項に規定する協議に関する構成員相互の連携及び協力に関する事項
- (2) 次に掲げるネットワークの形成及び運用に関する事項
  - ア 障害者虐待の予防、早期発見及び見守りネットワーク
  - イ サービス事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。)等による虐待発生時の対応及び介入支援ネットワーク
  - ウ 専門機関による介入支援ネットワーク
- (3) 障害者虐待ケースマネジメントの実施に関する事項
- (4) その他連絡会議に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる組織から推薦のあった者又は代表者並びに市関係者をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会議は、年1回程度定例会を開催するものとする。ただし、第2条の事務を実施するに当たり必要があれば、適切な構成人員をもって随時開催するものとする。

2 連絡会議は、福祉事務所長が招集する。

(守秘義務)

第5条 構成員及び構成員であった者は、連絡会議に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

周南市障害者虐待対応協力者連絡会議選出組織及び市関係者

組織名及び市関係者名
総合相談支援センターぱれっと
地域生活支援センターウイング
相談支援センターしょうせい苑
相談支援センタービサイド
障害者就業・生活支援センター ワークス周南
山口地方法務局(周南支局)
周南児童相談所
山口県周南健康福祉センター
周南市民生委員児童委員協議会
周南人権擁護委員協議会
周南市社会福祉協議会
徳山労働基準監督署
徳山公共職業安定所
山口県弁護士会(周南地区会)
山口県社会福祉士会
山口県周南警察署
山口県光警察署
徳山医師会
周南西部地域包括支援センター
つづみ園地域包括支援センター
周南東部地域包括支援センター
徳山医師会地域包括支援センター
周南北部地域包括支援センター
周南市消費生活担当課長
周南市人権推進担当課長
周南市地域福祉担当課長
周南市生活保護担当課長
周南市高齢者福祉担当課長
周南市障害者福祉担当課長
周南市児童福祉担当課長